

「二二條教則」 関係資料（七）

本号は

- 『説教道話』 続々編 宇喜多練要 (明治七年四月)
 - 『布教綱要』 (明治五年五月)
 - 『天恩奉戴附録』 福田義導 (明治五年十月)
- の三点を収める。

解題

『説教道話』続々編 宇喜多練要（明治七年四月）

本書は、本紀要の前号（第二十号、平成九年四月十五日発行）に収めた宇喜多練要（小十郎）著『説教道話』初編・次編（第一冊目）、続編（第二冊目）に続く部分、すなわち第三冊目の続々編である。

版本、和装袋絲綴、縦二二・三糞、横一五・三糞。表紙題簽に「宇喜多氏 説教道話 続々編 完」とあり、見返しに「西京宇喜多練要著 説教道話 続々編 明治七年三月発児 京都四書堂梓」とあり、目次（二丁）のあと、本文四十三丁が続く。巻末には第一冊・第二冊と同様の「諸国弘通書肆」（二丁）を附し、末尾の刊記には「紀元一千五百三十四年 官許 説教道話 全三冊既刻 明治七年四月刻成 附録追刻出版、開版書林京都寺町通三条上ル福井孝助 同丸太町通川端東松井栄助 同寺町通四条上ル田中治兵衛 同三条通寺町東福井源次郎」とある。

内容体裁は第一冊・第二冊と同じく、質問に對して「説師の曰く、……」という質疑応答形式の平易な語り口調である。その内容は、目次からもうかがえるように、浄土教系・法華宗（日蓮宗）を中心とした仏法との対論めいたかたちで神道神明の意識がまずは先決であり、それがわが国においては仏法に優先するとして、世法としての神道と仏法が合致してこそ、眞の神徳皇恩に報謝することにつながるというような立場をとっている。著者の経歴は不詳であるが、内容をみるとかぎり仏教についての一応の素養はあつたものと理解してよいだろう。

この『説教道話』は全三冊で分量的にもわりに大部であること、そして心学道話風であること、などの点が特徴的である。したがつて体裁内容の点からみれば、他の衍義書等々と比べて珍しいものの一つと言わねばならないだろう。

なお、翻刻については国学院大学「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

『布教綱要』（明治五年五月）

本史料は版本、和装袋板縫綴、縦二三纏、横一六・七纏である。表紙に「布教綱要」とあり、全四丁（「明治五年申五月」と記した一丁二十行の縦罫紙）の短編である。

印行時期については、本史料は明治五年五月、つまり三条教則の布達が四月なので、布達の翌月ときわめて早い。おそらく数多い衍義書中、もっとも早い時期のものとみてよいだろう。

起草者についてはまったく記載がなく不明であるが、書名や内容からみると、衍義書とはいっても三条教則の大綱を示した短文であり、教部省内部の人物とも考えられよう。また用紙の中央に「明治五年申五月」と記載された縦罫紙を使用していること、末尾の刊記が「壬申五月」とだけになっていること、また、これが版本であることなどからみると、ある程度数を刷つて配付したものではないだろうか。

いずれにしても大教院設置前のものであり、神官・僧侶等の各個人レベルでの衍義書が登場してくるのは早くても五年の六月か七月頃以降であることを思えば、最初期のものであるというだけでも本史料は貴重であると言わねばならないだろう。

なお、翻刻については国学院大学「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

『天恩奉戴附録』 福田義導（明治五年十月）

本書は版本、和装袋縫綴。表紙題簽に「天恩奉戴附録」とあり、巻頭に「三箇条教旨」と題して三条教則を掲げたあと、本文二十四丁が続く。末尾には「巨僧 威力院義導 六十八齒 明治五年壬申十月廿四日 御免許」とあって、著述者と版行年月が明確になる。そのあと「下珠数屋町東洞院西入 京都書林 丁子屋西村九郎右衛門版」という刊記がある。

著述者は威力院義導、すなわち福田義導である。義導は浄土真宗東本願寺派（大谷派）の僧侶で、近江国伊香郡唐川の長照寺住職。文化二年（一八〇五）越後国蒲原郡井土巻村に生まれ、同派の学僧長生院智現のもとで宗乘を学び、弘化元年（一八四五）同派の学寮寮司となり、安政三年（一八五六）には学寮擬講、慶応元年（一八六五）には美濃の願生坊に転じて同一年嗣講となり、明治二年（一八六九）に長照寺へ移っている。義導は同派の学僧であると同時に、また幕末から明治初期にかけて活動した護法家でもあった。著書は宗乘および教理関係では『天台三大部録』二十卷や『教行信証六要鈔講義』十五卷などがあり、護法関係では『護法大意講話』『護法建策』『利劍護國編』『壤夷遯速論』『真宗王法為本談』『王法政論經略註』（これは『明治仏教思想資料集成』第二巻に所収）などをあらわしている。号は帰牛、不思議庵、諡を威力院と称し、本書は晩年六十八歳のときの著述である。明治十四年（一八八一）七十七歳で歿している。

その内容は、あきらかに護法即護國の一念を表出したものとみてよい。すなわち、三条教則による布教を単に神道への一辺倒としてとらえず、神道を根本としながらも儒教を枝葉、仏教を花実とするような、言わば三教合致の論を基調として「儒者ハ儒教ヲモテ説教シ、神者ハ神道ヲモテ教諭シ、各宗ノ僧徒ハ仏法ヲモテ教導スベシ。」とし、さらに「禪僧ハ禪法ヲモテ勤王スベシ。密僧ハ密法ヲモテ報國スベシ。真宗ノ僧徒ハ真宗ノ經論釈ヲモテ勤王報國スベシ。」と言うように仏教各宗派はそれぞれの宗派の立場をもつて布教に尽力すべきであるという姿勢をもつてゐる点がこれを証する。とはいっても、この時期は大教院の開設前であり、神仏合同布教の名目が実現した教部省設置の直後であったことを考慮すれば、当時の仏教側の本音がこの言によくにじみ出ていると考えるべきであろう。また義導は本書中、所依の淨土三部経を中心に、さらに儒教関係の典籍などを引用しているが、指摘しておきたいのは『和論語』中の神勅宝勅を引用していることである。『和論語』は江戸期に比較的出回った雑多な内容ではあるが、一応は神道関係の一書で、それも良書ではなく、俗書であるとして、その評価は決して高くはない。しかし、それでも近世

においては石田梅石や禊教の井上正鉄などがよく使用したとして知られている本である。ただ、かずある二条教則衍義書の中で『和論語』を引用した著述はほとんど見あたらない。その意味では珍らしいものと言えよう（『和論語』についての研究は従来少なく、まとまつたものとしては勝部真長『和論語の研究』だけである）。また、人道の衍義箇所では有名な『大經』所説の「五悪段」をもつて説明し展開しているが、これは真宗における王法と仏法の関係を論ずるときの、当時における常套的な手法であり、独自の解釈を提出しているわけではないようである。

なお、翻刻については国学院大学「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

(二宅)

凡例

凡例については前号にしたがつた。

資料

第一 本土本仏を教諭して皇上の大恩を知らしめ朝旨を遵奉するを勧むるの話

『説教道話』続々編 宇喜多練要 (明治七年四月)

宇喜多小十郎著 説教道話続々編目次

第一 本土本仏を教諭して皇上の大恩を知らしめ朝旨を遵奉するを勧むるの話

第二 皇上の御志しを体認し之を所行とせば神明仏陀の所行と成る可きの話

第三 皇上の御志しを至誠に体認せば死なぬ人の仲間に入涅槃の域に遊ぶの話

第四 皇上を奉戴するの至誠は面々其家を治むるにありこれを真実知恩報恩のものとするの話

第五 仏經の文相方便を知りて理実あるを知らず是を教諭して神道の補翼とするの話

第六 法華の相意を顯して法流の弊を清め神德皇恩を至誠に謝するの話

宇喜多小十郎著 説教道話続々編

西京 宇喜多練要 著

偏屈片意地なる老婆進み出て曰く、唯今御説教を聴聞致しますれば、皇上さまは此御国を主宰らせ給ふて、万民の塗炭の苦を救わんとて、震襟を惱せ給ふ由をくれべく御説なされて皇上様の大恩を知るべきよしを御訓しに預りましたが、それは皇上様の大切なる事は此御国にては此上もなき御方なれば聊麗略には思ひませぬか、私のやうな生過た因果な婆々の身にとりては此御国は愁い悲しひ所にて、頓と我が思ふやうにはならずして、大事のかゝり子や嫁は先立て孫を我か手て育て上げましたが、並や大抵の事ではなし。其上鼻が鳴り頭痛がすると言ひますと、又逆さまごとに成りはせぬかと案じられます故、どぶか、早う此苦の世界を逃れまして、未来は此世界のやうなる憂目のなき自由自在な樂が致される極樂へ行ふと存じます。それゆへ何程此御国は結構な国じや、皇上様の御恩を思へと仰られても、我等の身にとりては愁ひ悲しひ國土と存します故、矢張皇上様より仏様の方が大切に思われます。しかし此御國も愁ひ悲しひことの憂目

かなく、苦のなき樂な國ならは結構と存します。此婆々も若きより種々苦勞致しましたれば、まんざらすじの通らぬ事は思ひも致しませぬ。此義如何にござります。御示しに預度そんします。

説師の曰く、成程其許は仏法信仰の人と思はるゝが、仏道は余程能き法なれとも其許の聴聞の仕やうが悪いか、又は其許に限らず、兎角老婆の仕癖として我何ん意地か、瘤のやうに成りて有るゆへ、有難悟道の法を開ても味噌漉耳といふて肝心の可き真味は抜けて仕舞ひ、糟ばかり残りて耳に止る故何も役に立ぬ。それ故前段のやうなる狼狽たことを言はるゝもの也。都て年寄てから寺へ参詣して法談説法を聞ても何の益にもならぬ事にて、人の壯年の内に知識に値ふて悟道の肝心を聞得て根情を直し、善に基き、即身成仏往生極樂の悟を得て身を修め、家を齊ふか仏道の本意なり。然るに壯年より法を開き得ず老年に至り、我何んの根情瘤のやうに成りてから逆も直ることはない。されば老婆の癖として若き夫婦へ口やかましくさし出るが惱さく思ふて、寺参か其外參詣ごとを勧めて内を出すやうにすれば、夫が又癖と成りて、後には

同行とか尼講とかいふて同じ友に誘われて寺へはまり込むやうに成行、寺にても定參詣の減らぬやうとて執持ぶりをする故、根情は一向に直らず、遯内に居れば例のさし出囗にてやかましき故、弥内にあらざるやう寺参を勧める故、何の益にもならぬ事なり。因之若き時、知識に値ふて即身成仏往生極樂の本懐を遂げ居れば、年寄老婆程、内に居て貰はねはならぬ人にて、若夫婦の行届かざるを見集め補ひ、無益の事の無きやうに若者と年寄とは了簡が違ふと思ひ、貌にも出さず言葉にも出さずほつ／＼と補ふて遺れば、第一嫁の教へともなり、実に年寄は重宝成るものとて、家内か悦へども、中には我か内のこととに一向構はず、他人の口車に乗せられて氣兼をして子守したり洗濯を手伝ふたり、身を皮にする老婆も有るものにして、是等の老婆の癖習は逆も直る事難かるべし。しかしながら其許は又格別にて、掛り子を先立しより種々の憂目に值ひて世を厭ひ、極樂往生を欣ひ、弥陀仏を尊信せらるゝは随分尤のことなれとも、是迄に難有悟道の法門を聞得られざる失より、かやうに狼狽たる事を言ふて皇上の大恩を蔑视するに至る。今や其許の心得違

の情を教導せん。抑仏道にて言ふ此世界を娑婆世界といふは、娑婆とは梵語といふて天竺の言葉にして世界とは唐土の言葉なり。されば娑婆をいふ義理は忍土といふて、必ずしも堪忍せねばならぬ國じやといふことにて、世界とは又世間ともいふて、世とは流れ遷り變るといひ、世間とはせざるといふて、一間／＼立ち切る如くの意を問といふ義にして、此世界は堪忍せねばならぬ國にて、世間も盛なれば衰へば又盛ともなり、色々遷り變り流れ行くが世界の有様、元より極り切てある事なれども、執著よりして我か勝手に愁ひ悲しき苦を持らへ、世界の碇の堪忍に背くといえども、何れにしても堪忍せねばならぬ國土也。其証拠には寒夜には火桶を懷き抱へて寒を堪へ忍ひ、暑には扇団その外涼風を求めて堪へ忍ひ、雨降雪降風吹等に隨ひ、夫々の物を用ひて堪へ忍ふ。況や生者必滅とて、生ある者は必ず滅する悲しさも、会者定離とて会ものは定りて離る断りは此娑婆忍土の有様なれは、是等も堪へ忍ふべきが世の習ひなり。然るに夫に別れ妻に離れ、親を残して子を先立て、或は盛なるものが衰へ富者が俄に貧窮となり、是等の何んならぬすじより太切なる

此御国を嫌ひ、苦の世界など、雜言し、生を此御国に受て地味を食して成長する事、全く皇上の大恩なるを知らざるは執着心より發する所の我侶なり。如何となれば、夏の焚なきが如き堪がたき暑さ、冬の裂くが如き寒さの苦しみ、又雨降雪降には傘下駄草鞋などを用ひて歩行すれども、實に悩さき忍びがたき苦しみなり。然るに是等の苦に因りて此御国を厭ひ嫌らふもの決してなく、是如何となれば、暑寒雨雪は此世界のあたりまへの事と得心して居る故、左のみ苦とも思はざる也。然れば生者必滅会者定離も同しく、此世界のあたりまひの事なるを、我得手勝手にて百迄も生きるやうに思ふて、何時も変らぬ事のやうに思ふは、これ執著心より發る我侶なり。されば堪へ難き暑寒の苦しみ、雨降雪降の悩さき苦には、還て世界の有様と能諦め、老少不定の生者必滅には執著よりして世を厭ひ恨みて苦の世界と思ふは我侶の癖に非らすや。因て其我侶な根情が直らぬ内は、仮令東方にもせよ、西方にもせよ、極樂といふ國ありて、其國へ至たれば、定めて仏菩薩か居まして猥りかましき事はなく隨分嚴重なるへし。然れば其許のやうなる我侶者は、迫も辛抱か成

らす、直に辞に成るもの也。如何となれば、此義を譬論を以て示さは、極貧窮の家に成長して万端不自由なる身か、俄かに富家の客人となりて太切(アマコ)にせられ、小便に行ても侍婢女童が介添來たり、食すれば殷懃に給事致し呉る由え、骨もせ、られず、外へ出歩行は小者丁稚か附添い来る故買食いも出来ず、平生奇麗なる座敷に安座すれども手枕はらばふ事もならず、百味の餐應にも増されども直箸で食うやうにもあらず、窮屈にて己然の貧窮の身分にて万事不自由といへども我何ん氣何んに身を持居りし時が慕はしくなりて珍膳珍味も美からず、莊嚴美麗の座敷も針の筵に座するか如く辞に成りて樂しからざるものなり。此譬論の如く、今迄我何ん氣隨に暮したる者が極楽へ行て見れば、仏菩薩も威儀厳重にして行儀正しく、一文不通の其許へ仏菩薩が何角六か敷事を教へくだされるとあるふ。されば其許のやうな我何ん者は何程國は結構ても窮屈にて何んにならず、逆も辛抱がならぬ故、折角極楽へ行ても矢張此婆娑が恋しくなるものなり。これ一応其許の意に随ふて説くといへとも、矢張極楽にも我何ん者は居られぬものなり。再應實義を言はゞ、東方淨瑠璃世

界、西方極樂世界などは跡方もなき方便にして決してある事なし。されば其許は吾御國に生を稟し事は異論なからし。此御國に生を稟たれは此婆娑世界が本土にして、其許の身体と魂とを備へて生れるやうに成し被下たは、此御國の木火土金水の性氣の毘樓遮那遍一切王なり。然れども此婆娑が本土にして毘樓遮那仏か本仏なり。我身を捨らへ被下たる本土本仏を嫌らひ、無縁の西方弥陀仏を慕ふは甚しき狼狽者にあらずや。譬論は其許我子を育て食物衣類等万端につき、意を悼めて成人の後、其許を嫌ふこと甚敷くて他家の一度も見ぬ人を慕ふか如く、これ不孝不義と謂可し。されば此御國が本国土にして婆娑忍土なれは、前段にも言ふか如く、一切の事件に堪忍せねばならぬ國土なれは、一切の事に能く諦らめ堪忍すべし。又苦を厭ひ樂を願ふは迷ひにして、生死苦樂は本よりあるに極りたる事なれば、今更驚き歎く可きにあらず。されば斯の如く得意して我何んの根情を改め、堪忍を表とすれば、今迄愁ひ悲しひ苦の世界と思ひしも、忽ち大切な御國と了達して、我か為の本仏本土の御國なれは、是を知し召す皇上は、我か為には命の主君にして、我か為

に御加護成し被下は、これ我が父母なり。主親の大恩まします皇上は、實に生れぬ前の毘樓遮那仏の御恩にも遙かに超勝して難有ことなれども、我慢偏執の癖を棄てされは、此實際を得意する事いたし難きかゆへ、深く思維して皇上の大恩を知り朝旨を尊奉することを欲せよ。

第一 皇上の御志しを体認しこれを所行とせは神明
仏陀の所行と成る可き話

長然さふなる女進み出て曰、唯今老婆への御教化にて娑婆世界といふ事が粗訳りまして、何事も堪忍して世を度らねばならぬとの由、又生死苦樂も今更のことにある。元よりある娑婆の有様との義御教訓は御尤に存しますけれども、同じ元よりある苦樂ならは今世間に貧福の区別は段々に有りて、下々に至りては貧に生涯を苦しむものもござります故、それを思へば、私は来世は能き富かの家へ生まれ度存します。其訳は今世間の貧者も富者も同じく皇上の御恩を蒙り奉る故、富者と生れは御恩もしり易く、それゆへいかなる法を修行致しますれば富家へ生れますや。是等の事件は矢張仏さまへ祈誓するが道理かと

存します。此義御示しに預りたく。

説師の曰く、尤なる尋問なれども、来世の事を今から望まれても頗と訳からぬことにて、其許の意が時々折々に變るゆへ望みを立てもむだ事也。これ如何となれば、其許おとなしさふに見えて、何ぞ角ぞ我心に協ぬことがあると、柔和なおとなしき姿は余所へやら行て仕舞ふて、なんでもなき事に腹を立てたり、又あの品が欲ひと思ふと其品を調ふ迄は塊を悼め暫時も忘れず、又旦那殿が帰りか晚ひと案事るは付たりにて、疑ふて小者に根掘り葉掘り尋問て憤氣を仕たり、又何ともなき事を気にかけ、それからそれへ段々深く尻の仕舞ひ迄物案事を仕たり、又是非を糾問さす人を疑ふたり、余所の事件を羨み嫉たり、五年も十年も前に損を仕たる事を思ひ出し、取返しのならぬ事をくひくと悔たり、過て仕舞た事を言ひ出して腹を立たり、金があつたらこふも仕様ものと出来もせぬ思案を仕たり、何所ぞから貨持のこけ込みか來ぬとかととつても附ぬ事を思ふたり、都てかやうなる種々の心が發る故、来世は何程町き富家へ生れ度も、来世は免も角も今世にておとなしき柔軟な人間の心は、必竟機

嫌の能き間丈の事にて、何角事が間違か、我心に協ぬことあるか、又欲ひか惜ひか、憎ひ可愛の縁によりて腹を立てたり、愚痴を発したり、一日の内に何遍となく心が變りて、仏道て謂ふ地獄餓鬼畜生の心となる其証拠を明さは、我か心に協ぬことありて不怪腹を立る時は満面朱を洒くが如く大熱発す。是焦熱地獄の火焰にあらずや。又腹の立つ時顔の色青さめ、歯の根も合はずがち／＼震ふは、これ八寒地獄のあり様に非らずや。又有るが上にも欲がりて飽き足らざる心は是餓鬼にあらすや。又餓鬼は子を喰ふと謂ふは最愛の子を苦界に沈むるをいふ。去なから、方今御仁恤の御政体に此弊を除る、事を得たり。又愚痴の執心善惡邪正を辨へざるは畜生に異ならずや。斯の如く、纔か一日の内に何遍となく意か遷り变り、五倫至誠の人間の心は暫時にて、悪念は多事の間なれば、此会計にても知るへき事にて、又仏名題目も結構なれども、大抵の人、仏名題目を唱ふる内にも心に色々様々の事を思ひ出し、果ては居寝て頓と実の入らぬ仏名題目となり、埒もなき事と成りぬ。仏名題目を口唱といふて口に唱へ、心の煩惱を対治し、貪瞋痴を伏忍するには誠に

善き法なれとも、かやうなる人の根情にては其功能も顯れす。諭へは酒は人を酔しめ鬱散するものなれども、水一升の内へ酒少々入れても一向酒の功能顯れす。又米は人の寿命を養ふ可き物なれども、飢たる人に四五粒の米を煎し用ひても其驗なく、死に至るが如く、此諭の如く、一日の内に五倫至誠の柔軟なる人間の心は酒の如く、悪念^(マヤ)忘想は水の如く、又実の入たる仏名題目を唱ふる念は米の如く、貪瞋痴の三毒心は飢たる人の如く、されば、来世は富家へ生れたき杯の了簡は、これ苦を厭ひ樂を欣ふの心なれば、大抵の人、此轍を出てさるものにして、富家へ生れ來そふな事が自ら能々勘考して見るべし。自ら其許の無理非道の望みなること明らかに合点すべし。扱再応實義をいへは、吾御國の皇上の御志しを模範として修業の法を建立するを第一とす。これ如何とならは、皇上の御志しは天の大陽^(マヤ)の平等に照し給ふか如く、清きも穢も分け隔てなく、北辺西陲といへとも一視同心にして聾肩偏頗なく、平等の慈悲を垂れ給ふ事、雨の一切の草木を潤すが如し。これ神仏といへどもこの御志しに変る事なし。然れは皇上斯の如き御志しをなを／＼御勉励

在まして、震襟を惱せ給ふて万民の塗炭の苦を救わんとの思召を深く体認し、此御志しを受け継ぎ、貧福に貪著せず、又来世は人間に成らぶが、畜生に生れふか、何になりてもよし。唯国土万民の為に利益に成りたしと志しを立れば、一切に怖れなきこと獅子王の如く、一切障りなき事風の空中にありて障りなきが如し。されば仮令猫の前の鼠となりて猫の腹を肥し、鷹の前の雉子となりて鷹の食となるとも、或は牛馬と成りて重きを背負ふて人間を救ひ、又大身の魚となりて人間の腹を飽し、其外の畜身となりても国益民益とならん事を思ひ、況や幸に人間に生を稟れは知識を開き、天地国用を達し、万民の為に利益あらん事を願ふべきなり。されば斯の如き得意せは、仮令身は畜身にても心は神なり仏なり。況や人身おや。因て来世の事に一向貪著せずして、唯今日を大切として柔和正直にして自他彼此の差別せず、平等の志を發すべし。併ながら、初心より生涯の永き間、人間の志しを失はゞと思へば還て怠慢に至るべし。因て其日一日の辛抱と心得、一日／＼と大切に心掛け送り行けば、いつしか癖となりて人道至誠の道も修行し易くなるもの也。

されば皇上の御志しを受け継ぎ、苦を厭はす樂を欣わす、國土万民の有益を思ふこと造次顛沛にも忘するべからず。然るに吾皇民として温に着し美味を喰ひて飽き足らす、天地の產物たる地味魚鳥等の衆生味を無益に費し、生涯栄花を極むといへとも國土万民に一部の功なき輩は、實に牛馬鷄犬にも劣り及ばざること遙かなり。因て是等に相似る栄花に誇る輩は、畜生に恥て天地の道理を辨へ、皇上の御志しを体認し奉り、所行を改め身を國土の為に拠む事を欲せよ。

第三 皇上の御志しを至誠に体認せは死なぬ人の仲間に入涅槃の域に遊ぶの話

賢らしき女進み出て曰く、唯今の御教諭にて富家へ生を望み、苦を厭はず樂を欣はす、唯皇上様の御志しを體認致し、國土世界の為に業を営むやうの呉々の御諭しにて、得と会通致しまして難有存します。去ながら、兎角女の身に取ましては子を先立て夫に後れますと、頓と生死を厭ふ氣になるものでござりますゆへ、どうぞ、生死が離れたく存じます。如何致しましたらは生死を離れられま

す。此義御教示被下は難有存します。

説師の曰く、其許子を先立て夫に後る、よりして世を厭ひ、生死を離れ度思はる、といへとも、決して生死は離るものに非らす。生死を厭ふは迷にて生死を離る、といふ。離の字は諦むるといふ義にて、生死は元よりある生死と諦むるを生死を離る、といふ。然るに其許生死を永く離むと思はる、は、西竺小乘風にて歴劫修行しても頓と詮なき望みなるへし。さりながら、生死に於て得と其理を推するに、其許の如き生死を厭ふて離れたく、望を立ずとも此人間には軽々しく生れ出られぬものと覚ゆ。されば人の幼少の時より才芸に達したるは、前世に熟習したる故なりとて、宿習に因るよしをかゝま敷いふといへども、今草木を見れば、生しながら千殊万様にして種々の能あり。好醜あることなれば必しも宿習にも依るましき歟。されば唐土にては周公孔子の没後は周公孔子の如き聖人なく、堯舜の如き明王なし。又西竺にては釈迦佛菩薩羅漢等の数多なるも、今日仏法興立の為に出現あるへきに、左もなく、西竺は大抵耶蘇の法隆盛となり、仏法甚た衰微す。又吾御国も伝教弘法よりして諸宗の碩

学名匠は申に及はず、小僧に至る迄、諸宗とも恒常の願ひにも衆生無辺誓願度と誓ひ給ひしは異論なかるべし。然れど今はや諸宗の仏法衰微の時に当りて、兼ての誓願の如く諸宗の聖賢並び出て興立あるべき筈なれども、これそ伝教大師の再来、これこそ弘法大師の後身と思ふ出家は一人もなし。されば明王聖賢の力にも、再び此世へ出誕は自由にならざると覚へたり。諸宗の高祖名匠達、もし果して此世へ再誕せば、世々の行業積累によりて一生より一生と転た智徳も勝れて、後世程は日増に名徳の碩學多かるべき筈なれども、左はなきを見れば、再生の義信しがたし。聖賢すら斯の如し。況や我等如き凡人猶更のことなるへし。しかしながら、実にもと己の心に信せらるゝ事は唯鬼神の事のみなり。されども幽冥界の事如何様なることならん。中々知り得べき事に非らず。且く思量するに、大抵は顕界の如くなるもの歟と覚ゆ。幽界に種々の形類あると見へく、各其部属主從貴賤貧富の差別もあるへく歟。然れども幽界の寿命長短などは測り知る所に非らすといへとも、元鬼神といふものは人の塊神去りて幽冥界の趣に入る如きは形骸已に散して塊氣を存

するの分なれとも、その所行の善惡寿命の長短ある可きか。其存する内の寿命の長短の間の苦樂は人たりし時の行業習因に依るべきことなれば、其の報果苦樂好醜種々ある事と見へたり。若福智強きものは其部類幽冥の益をなすのみに非す。顯界の助をも成し、人の智福をも資け、未萌の禍を知り告げ曉さしめ、善に導くことあり。福善禍惡の賞罰をも成し給ふなり。因て幽冥の鬼神のこと、神道仏道儒道俱にこれを争はすして恐れ敬ふ。然るに古より人の夢に託して聖僧の形にて、胎を借りて生るゝの類あれとも、是も多分は信しがたし。若、胎と借りて託生することの自由ならば、前段にいふか如く、當時無量の賢聖なるべき筈なり。其義なきを以て知るへし。されば未來より今世が至極大切にて、死して幽冥の趣に入れは苦樂貧富の差別あるは、これ今世の我等が所行行ひにありて、死して善惡の作業を持行ことなれば、實に今世こそ太切なるへし。幽冥の部属に苦樂あるを、仏道にて天堂の樂、地獄の苦しみ杯と説きたるものなり。又仮令死して再び此世へ生ずるにもせよ、前世は誰の妻にてあります。我は何の某と言ひしものとて覚えて居るものは決

してなければ、左のみ生死を厭ふ事てもなし。又生死を何程厭ふといへども、我が此世へ生れて來た時の事を思へば、前世の身はさておき、何れより来たといふ事も知らす。さすれば生死を厭ふはたわひもない事と知るへし。又生死を厭ふなどの迷ひは、其許の如く子を先立などして逆さま事より迷ひ初るものなれども、元來は誠心の足らざるより、我介抱の行届かさる失を悔ひ、果ては世を厭ふに至る歟。これ如何となれば、大切な病人の一命を一人の医師に任せて油斷し、又業体に抱り病人を疎略に思ひ、或は例の持病など、軽麓に思ひ、九死一生の場に至り、医師を大勢招請ても何の詮なき事にて、この誠心なき失生涯泣き纏ひ、誠を失わず、介抱の行届く人を見聞しては其度毎に心に恥入、こぶも仕たら能かつた、あゝも仕たらよかつたとて、誠を失ふ罪、生涯我かでに我か心を悼むるものにして、果ては生死を厭ふなど、たわけた了簡に至るなり。又再應実義を謂はゞ、前段にもいふが如く、後世未來の事件は頓と構はず、唯吾御國の皇上の御志しの如く、万民の塗炭の苦を救わんとて震襟を惱ませ給ふ思召を得と体認して、面々分限相応、知恵

根機相応に國土國民の有益に成らん事を思ひ、身命を國家の為に悩まさん事を思はゞ、其許の本望の如く生死を離れ涅槃に入るべし。涅槃といふは不生不滅といふ事にして、生せされは滅するといふ事なし。是其許の欣ふ所にして、又この不生不滅の妙法の理を識るを仏性を識得といふ。されば不生不滅の涅槃に入られし証人を云はゝ、唐土にて堯舜周公孔子を初とし、仁義を以て治國平天下を計りし聖賢、武臣には孫子、呉子、諸葛孔明等の智を以て模範となりたる人、又閔雪長、予讓、屈平、岳飛等の身命に及ぶとも仁義に違戾せざる人々、仏家には天台智者大師、妙楽大師を始として諸宗の開祖等の法を以て國を安し、衆民の煩惱を斃し利益ありし賢哲達、西竺にては釈迦仏、龍樹菩薩、天親等の論師、吾御国にては神代略之臣_下には大職冠鎌足、管公、藤房_{（マツ）}楠正成等の古今独歩の忠臣義胆の方を始として、太閤秀吉、徳川家康、加藤清正、赤穂四十八士等の國功五倫五常の模範となる人_{（アマ）}牧拳するに違あらず。仏家には伝教、弘法を始とし、諸宗の開祖歴代有益の名僧等、実に是等の人々は不生不滅の涅槃に入らせ給ふて、此以後千万年の星霜を積

むとも其芳名の朽ちるといふ事なく、其德益人を化益し、忠を勧め義を勧め、菩提を開悟す。されば此人々は此末何万年を過るとも死なぬ人にて涅槃の域に居住し給ふ。然れども皇民たるもの、此死なぬ人の仲間に入注意するが悟道の肝心なり。然れども上に連ねたるは仏菩薩を始め、諸宗の開祖蓋世の聖賢智仁義勇の大徳、強傑達なるか故に、或も我等如きもの、及ばざる義と必ずしも思ふべからず。それ故、前頭にも皇上の御志しを体認して知恵相應、根機相応、分限相応に志しを立て、國民に於て最眞偏頗の心なく、徳を行ふに、或は三人五人十人乃至百人と分限相応、知恵相応に徳を行ひは、其徳相応に死なぬ仲間の群に入るべし。これ如何となれば、其徳を蒙りし者、或は五人、或は八十人、其徳を行ひし人の名と所行の徳とを生涯忘れずして、何角の咄しに就きては其人の徳を人々に語る毎に人を感心させ、徳を勧め、義を勧むる者なれば、これ死なぬ仲間の人に非らすや。されば此體は五行の精氣に限りありて死に至り亡ふるとも、所行の徳は心の変作ゆえ不生不滅の涅槃なり。因之、皇上の御志しを目的として徳を行ひ、死なぬ仲間入らむことを

注意するを急務とせよ。

第四 皇上を奉戴するの至誠は面々其家を治むるに

あり之を真実知恩報恩のものとするの話

我侭なる男進み出て曰く、前席より皇上様の御仁志の難有こと御示教被下、我等万民を憐み給ふ御志し、何とも御恩の謝しやうもなく、それ故、責ての事に朝夕今上皇帝、御宝祚万々歳、天下泰平、五穀成就、万民快樂と祈念致しましたらば、御報恩にも相成ますや。此義御尋問申上ます。

説師の曰く、其許の尋問なる所尤可き了簡なれとも、拙者前段より教示する所は皇上様の御恩召を体認し、其思召に相似るやうに志しを立て、其行ひの少しにても真似るやう教説致せしに、其許の心底に随分尤と得意しなからそれを片付置、責ての事に今上御宝祚、天下泰平を祈念して報謝とせんと思わるゝは悪き了簡ならねども、其許の旧習の我侭なり。此我侭の弊ある時は何程今上宝祚万々歳、天下泰平を祈念しても再挙しても徒ら事にて、水田の蛙が鳴か如く木偶人の踊か如し。因て今祈念とい

ふ事を委しく示さば、祈といふは祈る事にて、我が息を暫く止め心を一つにして念する義なり。されば祈念の此息を幽冥の善神鑑み給ふ事なれば、口に唱へ意に念するといへとも、肝心の身の行ひか出来ぬ時は身口意の三つ揃はぬといふものにて、譬諭て言は、口先や意で、なんば真実をいふたり思ふたりしても、身の仕向が悪しくあつたら口先ていふたり、意に思ふた深切はむだ事となり、諷張不実となるものなれば、今上御宝祚万々歳、天下泰平を祈念するからには、仮令少々の損を仕ても理屈があつても御裁判の御厄介にならぬやう、總して御上様に御苦労をかけぬやう第一我家内を能治め、専ら家業を勉強し、大酒暴食をせず、榮耀無益を嗜み、朝寢夜歩を慎み、讓遜恭順にして行届かぬ女房小兒には能教訓し、總して家族眷属に至る迄、我か身を思ふか如く、憐以てすれば家業繁昌し家内も能治るへし。家内治まれば是天下泰平なり。されば斯の如く我か身を以て天下泰平を行ひ、意に祈念せは、身口意の三つ相揃ふて皇上の御恩謝徳とも相成へし。因て我家内の和合せすして治らさるは天下の乱にして、我家内の和合し治まるは天下の泰

平なり。これ如何とならは、日本國の内の山城、山城の内の何町、何町の内の何野何某の宅なれば、何野何某の宅を離れて別に天下あるにあらされは、一家の治りは是

道の至誠を顯すものといふへきなれば、各の励み給ひかし。

第五 仏經の文相方便を知りて理実あるを知らず是

を教諭して神道の補翼とするの話

にかかり樂しからず。是則心の不和合を何国何方へも融通するかゆへなり。因て一家の不和合は天下の不和合にして、一家の治りは天下の治りなれば、是天下の泰平なり。

されは纔か一家内の不和合といへとも恐れ慎しますんはあるへからず。家内不和合の原由は長たる者の我僕賢貪邪見不義より家族是を見習ひ、終に不和合を釀する事なり。又長たる者、我一家を能治める原由は至誠心以て皇上を奉戴し、真実心以て朝旨を遵奉し奉るにあり。されは天下の治乱は広き天下の事のみと思ふべからず。

我一家の能治ると治らざるにありと会得して、我一家の長たる者の身に關係すれば、能相慎み和合を計るへし。斯の如く面々に此義を得意して我一家を治むれば、終に一町一村満國に至らんか。因て家長たる者、斯の如く得意せは、皇上の御恩を真に報し、知恩報恩の者にして人

偏屈なる男進み出て曰く、仏法は原天竺の法にして、釈迦氏彼國の時機相応を鑑みて法を説かれたれば、彼國にしては利益あるへし。吾神國におゆて何の所詮かあらん。然るに仏法吾御國に渡りて初めて地獄の因、極楽の果報等のいまた聞ざるを聞きて一種の善惡を増し、一種の苦樂を得るに似たり。或は未來成仏往生極楽など、言ふといへども、有名無実にして何の益があらんと思ふ。但し利益ありとするや。此義聞むことを思ふ。

説師の曰く、釈迦氏の仏法といへとも一概には謂ひかたくして、國土の差別、時代人機等によりて其轍は同じといへども、法意変換し、時機に随かふて勸善懲惡するを眞の仏道といふ。殊更、吾御國の俗諦常住の觀心は、實に天竺の釈迦氏名も知らざる法義にして、専ら治國平天下の法也。されば其許の謂る、如く、仏法は原天竺の法

にして、彼の天竺は国境広大なれば治世甚少なく、其土地下國なれば民を安ずる術甚疎迂なると見へたり。然れども大古は明王の十善といふ教ありて人民平安なりし事もあり。釈迦氏出世の時分は彼國既に衰へて治世は少く乱世は多し。故に人皆生を樂ます、生死を出離せんことを欣ふと見へたり。尤釈迦氏出世已前に外道の法に生死を厭離し、悲想天へ生するを涅槃と計りたれば、釈迦氏出世してそれに一層勝れて三界の苦を出て涅槃の樂を得と立られたり。是小乗なり。後又大乗門を立て、その小乗門を変換して生死即涅槃、煩惱即菩提などを唱へて其轍に依りて其法を変す。これ元來天竺の風俗は土俗弊悪にして人生を樂します、人氣善からず、善法に安んせず。茲を以て其教斯の如くなり。然るに漢土は既に其國勝れたれば、天竺風の小乘教は相応せず。況や吾御國の勝境なるは、實に大乗流布の國土也。殊更、方今の如く文學盛んにして太平の清世に至り、神世の大古、義農の代に到らんとする時勢なれば、大乗といへとも俗諦常住の真の大乗の仏法流布の時にて、此土即寂光淨土と開き、地水火風空の五大を本仏の体相と定め、天竺の垂迹

の釈迦をとらず、人身の開悟を眞実の成仏と立て、生死は即涅槃、煩惱は其仏菩提と開き、専ら治國平天下ならしむるを方今の時機相應の仏法とすれば、吾御國に於て有益洪大なり。然れども人皆仏法の方便を知りて理に実ある事を知らす。一概に仏法を方便として棄捨せは何の所詮かあらん。されば仏法は方便を以て衆生の無明煩惱を斃し、其心平安ならしむるを以て仏法の実とす。因て仁義五常五倫の教は修身齊家の教なれども、愚父愚婦の邪見迷闇なる者、又煩惱深重なるものは仏法の方便を以て臨機應變に煩惱を退治せしめ、其心平安ならしむるを以て仏法國家の為に有益とす。されば仏經の文相は方便なれども、開会して實理に至りては、一々文々人道の至誠を説き、修身齊家、治國平天下の法に非ざるはなし。因て仏法を以て吾御國の神道の補翼とし、万民の煩惱を退治し、神德皇恩を知らしめ、治世安民に至らは、是仏法豈に利益なからんや。偏屈の手狭き了簡を翻して、何れにしても吾御國の有益大平樂を希ぶべき事肝要なり。

第六 法華相意を顯して法流の弊を清め神徳皇恩を
至誠に謝するの話

我慢らしきもの識進み出て曰く、方今の如くの御代と相成ましては、我日蓮宗の如きは實に御趣意にも相協ひ居りますかと存します。其故は三則の御教義を承はらぬ已前より、宗門の者は神徳皇恩の洪大なるは能承知致し居ます。其証拠は宗内に三十番神とて勧請致し敬神致します。三十番神と称するといへとも、全くは八百万の御神を二十番神と号し、敬神尊崇は不斷の所行にて、殊に愛國は宗旨にては婆婆即寂光と申て、此御国が常住の淨土と教へ、此御国を離れて別に淨土を欣求するものは決してござりませず、久遠の大古よりの古柄と心得、これを本国土と心得居れば、愛国の事情は申すまでもなく、又天理人道の章にても、我宗門の者、朝夕大音に御題目の五字を唱へて修行と致します。此五字の題目の義は天地法界の万法の惣名にて、則木火土金水の五行も法、仁義礼智信の五常も法、五倫の道も法にて、天地法界の一切の万法を集め束ねたる惣名にして、其万法の働きを尊信して妙といふ。妙は称讚にして是を妙法と謂ふ。又蓮華

は花果同時と申て、花と果と一時に出来るもの故、これを妙法の蓮華に諭へ、一切の万法の善事なれば、其善法か即因即果となり、惡事なれば、其惡法か即因即果となり、諭へは盜すれば盜か即因にて、それかとりも直さず即果とて刑罰に值ふ下地なるをいふ。是を蓮花とす。因て一切の善惡につき、一切の万法か教となる義を経といふ。されば此妙法五字か天理に協ふかゆへ、信心に口晶するものは悉く利益がありて、自ら邪見の者も自然と邪心を転して正見となる。或は邪見の者は多く欲心より妙法を信し正見となる。又は病身により信心して正見となる者も多く、是則天理に協ふ妙法を信するか故、自ら人道の至誠に至るに非すや。又皇上を奉戴するの章にても、我宗門の輩に限り、朝夕大日輪大月輪に向ひ奉りて、今上皇帝、御宝祚万々歳、天下泰平、五穀成就、万民快樂と大音声に外見も憚らす祈念するは、恐らくは我宗門の在俗に限り申可き。斯の如く、宗門の愚父愚婦といへども皇恩を恒々聴聞するか故に朝夕口にこれを唱へ、祈念し奉る事なれば、朝旨を遵奉する事は勿論ならんか。されば三則の御教義は我宗信心の徒は原より、今日の所行

と致し居る事なり。然るに他門を見れば、昨今迄神を敬ふを禁し、此御国を不淨とし、別に淨土を欣はせたるもの今の時勢につき、俄に敬神を説き、此土神國とて淨土らしく説くも、うら恥かしき事ならずや。是等の他門を見れば、我宗の開祖は末崩を知る人といわんか。何れにても頼母しく覺ゆ。猶此上に三則の御教義につき御示教あらは委敷聴聞致し度そんじます。

説師の曰く、其許永々と演られたる義、尤の義なれとも、其許の宗門の輩の弊とするは自讚毀他にして、開祖の深意を知らすして、開祖の広言を噪しく自慢するは眞の自讚毀他に非らすや。開祖は其理を貫徹して實際を極め、治世安民を一期の本懐とし給ふ。然れども其法流多くは祖意の本懐を習ひ失ふ。況や愚俗をや。因て今や開祖の実義口決を以て、其宗則立宗の自から神徳皇恩を報し、吾御國に洪大の利益あるを教示すべし。抑吾御國に仏法七宗ありといへとも、五宗は天竺漢土の宗旨にて、吾御國の宗旨といふは親鸞宗と日蓮宗との二宗なり。親鸞弘通の宗は、人心固結の辺は六宗の及ぶ所に非らすして、吾御國の大乗宗なり。然れども教義に至りては愚俗の取

違ひの説あるへきか。是初編に著したれはこゝに略す。されは日蓮立宗は釈迦所説の經に依りて宗旨を建立しながら、同じ釈迦所説の經に依りて宗旨を立てる他宗を誹謗し、剩へ我か分派したる天台宗を去歴昨食と嫌ひ、天台も日蓮も同じ法華經でありながら、日蓮立宗の法華經は本門と建て、我が所立の宗を獨成仏の法と贊美す。茲を以て諸宗これを憎む事甚しき。我等も開祖の自讚毀他を宜しからぬ事と思ひしに、能々宗意を探り、開祖の胸中を考究すれば、開祖諸宗を惡言するは惡言あらず。實義なり。所謂以何とならは、開祖は自解仏乘とて自ら本法の妙法を以て解了したる仏乘にして、西竺の文上寓言の法華經を真実とせず。況や天台理具の諸師を嫌ふ。因て開祖の内証は、西竺の釈迦天台伝教等をほんの立て物にして宗旨を弘通せられたり。又本尊とする所の十界の曼荼羅(マダラ)は、實理はある事なれども教相方便を仮て組立たるものなり。然れども書写の曼陀羅ゆへ、中央の本尊たる五字を大文字に書して脇士に釈迦多宝等を小字に書し給えは、本尊の意も顯なるなれども、本門の教主釈尊といふ名に迷ふて彼の脇士の仏を本尊と取違ひ、遂に大事

の本尊を心得違ひするより、本祖の末第等、却て西竺の仮名仏の門第となり、他宗と同一源流と思へること淺間しけれ。されば開祖の本尊とする所は、地水火風空の五大は天地世界の万法の根本なるを妙法蓮華經と帰命し奉る。是を或は毘盧遮那遍一切王といひ、本門の釈迦ともいふなり。此娑婆を眞実の寂光淨土と立て、人身の開悟を眞実の成仏とし、唯唐虞の世の如く、治国平天下を苦心とし、立正安國を一期の大業と致されたれば、此御國の本仏本土を厭離して天地の大恩を蔑如し、神明を棄捨し、無縁有名無実の西方淨土の空説、仮談の往生を旨とする宗教を地獄の業因といひ、禪宗の如きは本来無一物の空理を要旨とし、天地法界を妄見の変する所とするは、治世安民の術を忘れたりとて、これを天魔の所業なりといひ、真言密家は鎮護國家の要法と罵れとも、其所依の經は原淺近にして、其所用の術は天竺の外道の教法を兼用ひ、秘密と唱へ来るが故に亡國の惡法といひ、律宗の徒は教の権実時機の大小国土の違ひも顧みず、唯天竺の仏制の教なれば善き事と心得て、伝教大師の棄捨し給へる二百五十条の小乘戒を取出して此土に用んとす。天竺

風の中にも一時の矯弊の制法にして、國土の妨害となれば國賊とはいはれたる義にして、惡言に非らす。諸宗の弊習を呵責する也。殊更天台伝教等の弘通し給ふ所の法華經は時機に協わざとて、法華經の極理、天地法界の常住の妙法を妙法蓮華經の一言につゝめて、其余は皆詮なしと見開かれたるは前代未聞の卓見也。宗致の三箇、宗教の五箇とて、是を宗門の法則とし、慈悲智慧忍辱の三つを自行の軌とし、天竺風の法則を捨て、日本風の質朴にせられ、竺土の風俗の惡法誰惑を惡みて正直誠信の教を貴み、吾御國の神明を崇重し、神道の奥旨と極め給ふ。然るに開祖、宗旨建立時代は日本一州淨土門となり、弥陀三尊の外、礼拝雜行を勧め、天台真言ありて無か如く、況や神明を尊崇する者おや。是に因て開祖、御國の宗廟御神を始奉り、三十番神と号し、勸請成し給ふて日蓮法流たるものは日氏を名乗せ給ふ。是則吾御國の称号を日本といひ、宗廟の御神は日の神也。又歴代の皇上は日の徳を以て治国安民仕給ふ故に、日蓮門弟日氏を名乗るに就て南面学北面学とて二箇の学あり。此学は洛陽妙顯寺の開祖日像師いたる童形にて經一丸と申す。時、宗祖此

童子の奇才なるを鑑み、花洛弘通大導師とし、南面北面学の口決を一幅の本尊に書し授与し給ふ。是を經一丸の本尊といふ。此本尊は中央に題目を大字に書し、両方に此三界皆是我有其中衆生悉是吾子爾今此所多諸患難唯我一人能為救護とあり。是義あらまし謂はゞ、出家は本より世間を出たる樹下石上のものにして、世間を出で^(マミ)世間を救護するが真の出家也。故に今此三界皆是我有とは、天地法界は妙法蓮華の体と悟れば、我身同根同體なるが故に我か有といふ其中衆生悉是吾子とは、煩惱の衆生は上の悟りを知らざるを幼稚に譬へ、皆わが子といふ。爾今此所多諸患難とは、煩惱業苦の為に苦しむをいふ。唯我一人能為救護とは、衆生の千差万別の異なる苦は唯我一人に關係すると心得、教化し拔苦与樂するを南面学といひ、出家人の生涯の修行なるか故、學といふ。此志を立る故、日氏を名乗、化導成弁を一期の本望とす。又宗門在俗のものは北面学といふて南面学の人より化導をうけ、煩惱業苦を転して常に寂光淨土に居住せんとして不斷に題目を口唱し、煩惱を伏忍し、心常に安穩にして、身を修め、家を治むるを北面学を修行すといふ。然るに

日蓮門流二百年來、所々に檀林を建て、天台三大部等の學風流行し、祖書を見ざる事に成行。僧位の等級は檀林精功にありといへとも、諺にいふ、はなれも次第送りのやう成行、自然と碩學に乏しく、適々開祖の本意、本化嫡流の法義を演るものあれば、異流として天台の法意を以て本意とせり。因て日氏を名乗ながら日氏を知らずして、西竺の釈迦の幼名を日種太子といひし古事、又開祖の慈母夢に日を孕むと見給ひたるなどの事にて、日氏の義理を済し置こそ残念也。開祖の本意は天竺の異名を月氏といふが故、釈迦の説く法華經は月の徳の如く、今日蓮か説く法華經は日輪の徳の如くといふ意味にて、釈迦に一等超過の法華經を説くを以て日氏を法流の姓とす。然るに日蓮の宗流の者、釈日某と名乗者あり。是等は祖意を知らずと自ら名乗か如く嘆かはしき事也。殊更、經一丸本尊は前頭に述るか如く、太切なる口決ありながら、天台の法義に執着して習ひ失ひ、歲々虫干に出し、真筆とて秘藏するのみに成行は、夜光の珠を知らざるに似たり。されば開祖の法流を汲む者、弊習一洗して本化嫡流の法義を勉強して祖意の莫^(マミ)太なる慈悲を知り、國家に抜

群の大功する事を顕し、祖意の本懷、治国安民の教義を

『布教綱要』（明治五年五月）

布教綱要

専らとして、常に寂光の境界に居住なさしめ、幽冥の鬼神に法味を供養しては國に不祥の災ひなく、益威力倍増し給ん事を祈らは、自ら皇上の御仁志に協い、世法仏法函蓋相應し、感應同交して万民太平を唱ふ。是真実神徳皇恩を謝すといふべし。

説教道話続々編 終

蓋シ学ハ政ヲ施スノ源、教ハ世ヲ治ムルノ本ナリ。学ヲ設ケ以テ天下ノ政ヲ正シ、教ヲ立テ以テ億兆ノ民ヲ導ク、是列聖先王ノ典型ナリ。伏シテ惟ルニ、方今景運丕新ノ際ニ膺リ、百廢俱ニ興リ、九流並騁テ天下ノ人民耳目ヲ驚カシ、觀ヲ改メサルハナシ。此ノ如ノ鴻業ヲ振起シ玉フコト、德万古ニコヘ、眼一世ヲ空スルニ非スンハ、安ソ之ヲ致スヲ得ンヤ。今復神官僧院ヲ管轄シテ、教部ノ規則ヲ創立シ玉フ。其規則ニ準シテ之ヲ稽フルニ、学ト教トノ二科ヲ以テ、政化ヲ翼賛シ玉フ盛意概見スヘシ。果シテ学ト教トヲ振起セント欲セハ、先ツ万祀不易ノ基本ヲ立ツヘシ。基本立タスンハ枝葉如何ソ繁茂スルヲ得ンヤ。因テ学教二科ノ上ニ就テ、教方制令ノ三章ヲ論シス。

先ツ敬神愛國ノ旨ヲ体スヘシ。夫我瑞穂ノ国ハ天神地祇極ヲ立、統ヲ垂レ玉ヒテ、日神三種ノ神器ヲ伝テ三德不測ノ威靈ヲ示シ、万世無窮ノ洪業ヲ開キ玉フ。是ヲ以テ列聖神祇ヲ以テ本トシ、兆民祭祀ヲ以テ礼トス。良ニ由

アル哉。恭ク惟ルニ、神ハ形チ無シテ能ク物ニ応シ、動カスシテ自ラ理ニ通ス。其感格スル所ハ鏡花水月ノ如クニシテ照映セサルナシ。日本武尊ハ叢雲ノ剣ヲ揮テ風ヲ起シ、火ヲ縦チ玉ヒシ神功皇后ハ髪ヲ分チ石ヲ懷口ニシ玉フ。豈神威ノ赫々タル者ニ非スヤ。日本紀三ハ、設^二神理^一以テ獎^一悟^二。蓋シ原^一本反^二始祭祀ノ旨ヲ重ンスル者ナリ。故ニ曰、神ヲ敬フヲ以テ教ノ第一トス。所謂神ノ本原ヲ推究スルニ、心ノ一字ヲ出テス。神ハ心ナリト云是也。然ハ則人々此心ヲ明ラメ、性ヲ見トキハ明鏡止水ノ如ク、昭々了々トシテ虛靈不昧ノ妙理ヲ悟リ、幽冥隱顯ノ深旨ヲ証シ、神ト徳ヲ均フシ、天ト功ヲ同シテ無為仁寿ノ域ニ至ラン。且我国ヲ愛スルコト家ノ如ク、民ヲ親ムコト子ノ如クスヘシ。士農工商各々其力ヲ尽シテ富國強兵ノ策ヲ運ラシ、君ノ為ニ忠ヲ竭シ、親ノ為ニ孝ヲ竭サハ、國自豐カニ家自穏カナラン。神武天皇曰、不^一假^二鋒刃之威^一坐^二平^一天下^一。其庶民ヲ慈愛シ玉フコト此ノ如シ。庶民宜ク父母ノ想ヲナシテ我国ヲ愛ス可シ。

次二天理人道ヲ明カニスヘシ。夫ニ氣ノ正ニ乘シ、五行ノ序ヲ齊ヘルコトハ、天理ヲ明カニスルニ在ナリ。五倫古ニ云ク、誠ハ天ノ道ナリ。之ヲ誠ニスルハ人ノ道ナリ。積善ノ家ニハ余慶アリ。積不善ノ家テハ余殃アリ。不善ヲ顯明ノ中ニナセハ、人得テ之ヲ誅シ、不善ヲ幽間ノ中ニナセハ、鬼得テ之ヲ誅ス。慎マサルヘケンヤ。天理人道未^一嘗^二テ^一途^二トセス。此ニ動クアレハ必彼ニ応ス。響ノ声ニ応シ、影ノ形ニ從フ如シ。宜ク淳素質朴ヲ旨トシ、天人合一ノ奥義ヲ練達ス可シ。

次ニ皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘシ。天ニ一日ナク地ニ三王ナシ。尊ヲ尊トシ、親ヲ親トシ、長ヲ長トスルハ人道ノ大ナル者ナリ。故ニ雨露ノ仁ニ沐シ、昌平ノ化ニ浴スル、鴻恩ヲ酬ヒ斯ンハアル可ラス。宜ク君臣ノ大義ヲ明カニシ、朝旨ヲ遵守シ上ルヘシ。蓋シ人ニ四ツノ恩アリ。曰、国王ノ恩、曰、父母ノ恩、曰、師友ノ恩、曰、天祖天神ノ恩、此四恩ヲ感戴シテ造次顛沛ニモ忘ルナク、親ハ子ニ教へ、師ハ弟子ニ示シテ僻鄉寒陬野豎牧童ニイタルマテ懇談說諭ス可シ。蓋シ人トシテ信ナカルヘカラス。信ナクシテ神ヲ祈ルト雖モ、塊ヲ以テ燧ヲ鑽ル如シ。利益アルナシ。信心一タヒ起テ四恩報スヘク、

三災禳フヘク、三德備フヘク、五倫序ツヘク、五常守ル

ヘシ。未タ信ナクシテ道ヲ得モノヲ聞カス。苟モ朝旨ヲ

遵奉スル者、信心ヲ鉄石ノ如ニシテ、以テ三章ノ明義ヲ
体認シ、生死ノ理ヲ悟リ、勸懲ノ旨ヲ明ニシ、福寿無量
ニ皇國鞏固神德益隆昌ナラシニ冀フ。是ヲ布教ノ綱要ト
ス。

壬申五月

『天恩奉戴附錄』福田義導（明治五年十月）

天恩奉戴附錄

恭ク惟ルニ、吾御國ハ伊弉諾伊弉冉ノ二尊ノ神力ヲモテ

ウミ出シタマヒ、天照大神ヲ國ノ主ト定メタマヘリ。故

ニ神國ト称ス。栗散ト云トイヘドモ五大洲ノ魁タリ。其

故ハ卓乎トシテ万国ニ超勝セルコト三アリ。一二ハ曰、

二神ノ造生シタマヘル御國ナリ。二ニハ曰、日神此御國

ヨリ生マシマシテ万国ヲ照臨シタマヘルナリ。三ニハ曰、

神武天皇ヨリ今上皇帝ニ至ラセラル、マデ、一百一十三

世連綿トシテ神姓皇胤更ニタエサセラル、コトナシ。コ

レヨリ後八千秋万歳不^レ動事泰山ニ同ジ。微塵世界ヲ尋

テモスル尊キ御國ハ外ニアルベカラズ。殊ニ聖德太子ハ

和國ノ教主トシテ神儒仏ノ三教ヲ以テ皇國ノ人民ヲ撫育

シタマヘリ。「三貫柏」ト云ル一巻ノ書アリ。三道ヲ一

樹ニタトヘテ、神道ハ根本ナリ、儒道ハ枝葉ナリ、仏道

ハ花実ナリ。神國ニ生レテ儒ノ倫常ノ道ヲ守リ、仏果ノ

花開キ実ヲ結ブトイヘル趣向ナリ。三道ト分レテモ教義

ハ一也。一ナルユヘンニニアリ。一二ハ諸惡莫作、衆善

奉行、勸善懲惡ノ理一ナリ。二ニハ仏法ノ五戒、儒教ノ

五常、神道ノ慈悲正直ソノ名異ニシテ体一也。天竺ノ九十五種ノ外道或ハ耶蘇教ノ如キハ善惡因果ノ理ニ合セズ。コレヲ異教トス。神儒仏ノ三道ハ暫ク広狭淺深ノ差別アレトモ同教也。此教ヲ稟ル者ハ猶シ兄弟ノ如シ。明末ニ帝道衰テ耶蘇者流侵入ス。是時ニ当テ儒仏二道ノ学者同心戮力シテ破邪顯正ス。鬱憤禦侮ノ理可レ知也。國家ノ累卵ヲモ顧ミズ、一己ノ我情ヲモテ互ニ争フハ不忠不孝也。二道一体ノ理ヲ知ザル小量ヨリ起ル。コレ至人ニハアラズ。「和論語」^{一二十一}右桓武天皇勅曰ク、西天ノ仏法ヲワガ国ニオキテ第一ノ臣下トシ、震旦ノ儒道ヲワガ国ニオキテ第二ノ臣下トシテ、神明ノ左右ヲハカラセ神道ノ潤色トスルモノ也。イトモカシコキ天皇ノ叡慮、廣博ナルコトヲ仰グベシ。三道ノ学者モ本ヨリ王民ナリ。王意ニ背クコトアタハズ。宋ノ丞相張商英曰、孔子朝聞道夕死可矣。是果求聞何道哉。豈非大覺慈尊識心見性無上菩提之道也。孔子曰、丘聞西方有大聖人、不治而不亂、不言而自信。不化而自行蕩々乎。民無能名焉。孔子聖人也。尚尊其道而今之學孔子者未讀百千卷之書。先以排仏為急務者何也。豈独孔子尊

其道哉。至於上下神祇無不宗奉。矧茲凡夫輒恣毀斥自昧己靈、可不哀歟。一從仏法東播之後、大藏教乘無處不有。故余嘗謂欲排其教、則當尽説其書、深求其理。摭其不合吾儒者与学仏之見、折疑弁惑而後排之可也。今不通其理、而妄排之則是斥鵠笑鵠鵬、朝菌輕松柏耳。「吳書云」、吳主孫權問尚書令闕沢曰、孔丘老子得与仏比對否。闕沢曰、若將孔老一家比較仏法遠之遠矣。所以然者、孔老設教法天用不敢違天、諸仏說教諸天奉行不敢違仏。以此言之实非比對明矣。吳主大悅^已。和漢兩朝ニワタリテ仏者ヨリ儒道ヲ破斥スルコトナシ。孔子ヲモテ儒童菩薩ト崇メ之ヲ仏ノ使トスル也。儒者神者ヨリハ仏法ヲ排斥セント欲シテ之ヲ罵詈ス。今度御一新ニテ三道ノ学者心ヲニシ、力ヲ戮セテ他ノ邪教ヲ降伏シ、皇國ヲ保護シ奉ルベシ。別シテ這般ハ教部省ヲオカセラレ、三箇条ノ教旨ヲモテ而後ノ教導基本ト定タマヒ、普ク宇内ニ布教伝道アソバサル、御事、三道ノ学徒コレヲ捧承シテ俱ニ天下ノ庶民ヲ誘導センコソ勤王ノ第一ナレ。儒者ハ儒教ヲモテ説教シ、神者ハ神道ヲモテ教諭シ、各

宗ノ僧徒ハ仏法ヲモテ教導スベシ。禪僧ハ禪法ヲモテ勤王スベシ。密僧ハ密法ヲモテ報國スベシ。真宗ノ僧徒ハ真宗ノ經論积ヲモテ勤王報國スベシ。真宗ハ元ヨリ肉食妻帯ニシテ、僧トハイヘドモ在家凡俗ト同ク五倫ノ道ヲ正ク守ラネハナラヌ。二部經ノ中ニモ「大經」ヲ根本教ト立ル。「觀經」「小經」ハ「大經」ヨリ開キ出シタルモノユヘニ、オサメテミレバ「大經」一部ヨリ外ナシ。ソノ「大經」ハ「過度人道經」ト異訛ニ題シテ、人道ヲオシヘテ出過度脱セシムルノ經也。「大經」ノ同本異訛ノ「平等覺經」云、其諸菩薩中有最尊両菩薩。常在無量清淨仏左右座辺「座侍政論」無量清淨仏常与是兩菩薩共對座議「八方上下來現在之事」。兩菩薩ハ觀音勢至ナリ。無量清淨仏トハ阿彌陀如來ノコトナリ。座侍トハ侍座ト同シ。孝經ニ仲尼問居曾子侍座ストイヘリ。政論トハ一切經ノ中ニ「王法政論經」トイヘル御經一卷アリ。季康子問「政於孔子」。孔子対曰、「政者正也」。孔子曰、「為政以德譬如有北辰居其所而衆星共之」。桀紂以暴雖令畏服而民不心服、堯舜以仁而民僉從之。文王以「德天下得其一」。紂亡六百年之基、武興八百年

之基。弥陀法王經「永劫、而積功累徳以其德施一切人民」。為政與觀音勢至議論之。故帰「弥陀」称「佛号」者能守人道遵守朝旨ナリ。「大經」ニ王法ヲ畏レザルヲ大惡トシ、王法ヲ守テ仁義ノ道ヲ行フヲモテ大善トシタマフ。敬神トハ「倭論語」一右「天照大神ノ宝勅曰、宗廟ノ神ヲウヤマヒテ、ヨモノ国ヲシタガヒテ、天ノ位ノ貴キコトヲミテ、ソノワザヲ天ガ下ニヒロムベシ。宗廟ノ神トハ伊勢ノ神宮ナリ。「大經」云、不畏天地神明日月「上」。「平等覺經」云、復不敬畏天地神明日月「上」。天神地祇ヲ敬ヒ畏ル、心ナキヲモテ悪人ト識タマフ。爾レバ念仏行者必ズ神明ヲ尊敬スベシ。別シテ此神國ニ住スル者ハ猶更ノコト也。故ニ祖師蓮師歴代ノ善知識常ニ神明ヲ疎略ニスルコトヲ嚴ク誠タマヘリ。方今法嗣上人説教ニ曰、「神明ハ皇國ノ御先祖、別シテ念仏ノ行者ヲ守護シタマフコト、ユヘニ大切ニ尊敬スベシ」。愛國トハ伊勢ノ神託曰、「芦原ノ瑞穂ノ國ハ我子孫ノ主タルベキノ地也」。法嗣上人曰、「万事皇國ノ御為筋ニアヒナリ候ヤウ心ガクルコト也」。信心ヲエテ念仏ヲ申サバ、天下和順國豐民安ノ御利益モアルベキコトナリ「上」。今此說

教ノ通り、法嗣上人ハ皇國ノ御為筋ヲオモヒ、海陸ノ辛

苦ヲ厭ハズ、蝦夷地ニ至テ新道ヲ開キタマヘリ。末流ノ門葉イカデカ之ヲ座視スベキヤ。「大經」云、仏所遊履一國邑丘聚靡不蒙化。天下和順日月清明、風雨以時。災癘不起國。豊民安兵戈無用。崇德興仁務修礼讓。仏言、我哀愍汝等諸天人民甚於父母念子。「平等覺經」云、郡国縣邑丘聚市廛莫不豐熟。天下太平日月運照乃強不陸弱乃弱至國無盜賊無有怨狂。無拘閉者。君臣人民莫不歡喜。「大阿弥陀經」云、忠慈至誠各自端守、皆自守國、雍和孝順莫不歡喜。「史記」仲尼弟子伝、孔子ノ愛國ヲ出セリ。齊ノ田常ナル者ガ魯ノ國ヲ取ント企ル。孔子大ニ憤發シテ曰ク、魯ハ父母ノ國ナリ。祖先ノ墳墓アリ。汝等何ゾ出ル心ナキヤト。故ニ子貢ユイテ田常ヲ説諭シ魯ノ患害ヲ脱ス。今朝廷ニ於テモ祠官僧徒ヲシテ敬神愛國ノ旨ヲ説教セシメ、且ツ伊勢ノ神宮ヲ始奉り、諸神社トモニタヒ祭典ノ日タリトモ僧尼ノ參詣不苦ト公令アリ。愚僧恐悦ニタエズ、積年愛國ノ鬱懐一時ニ散ズ。今ヤ神仏歡喜ノ御眉ヲ開キタマヒ、神力仏力ヲ振テ皇國ヲ擁護シタマハヽ、白

昏二妖怪出ル事ナキガ如クナラン。

天理ハ天ナリ。人道ハ地ナリ。天地陰陽和合セネバ必ズ乱ヲ生ズ。故ニヨク天理ニ叶フヤウニ人道ヲオコナフベシ。外典云、天ノ命コレヲ性トイフ。性ニシタガフ之ヲ道トイフ。道ヲオサムルコレヲ教トイフ。道ハシバラクモハナルベカラズ。ハナルベキハ道ニアラズ。天理トハ天命ノ理ナリ。人道トハ天性ニシタガフ道ナリ。コレヲ吾宗ノ御經ニアテ、ミレバ、天理トハ「平等覺經」云、不當「天心」甚違「道理」已上。五倫ノ道ヲ守ルニモ君臣父子ノ交り、君惡行ヲナセバ臣コレニ從テ惡行ヲナス。君臣一體ニナリテモ天理ニハ叶ハヌ。父惡ヲナサバ子コレヲ諫テ善ニオモムカシムルニ於テハ真ノ父子ノ道ニカナフ。故ニ御高札ニモ人タルモノ五倫ノ道ヲ正シクスベキ事トアリ。正ノ字ニ眼ヲツクベシ。「大經」云、天道施張自然糺舉。【大阿弥陀經】、「平等覺經」ニハ王法施張自然糺舉トアリ。「音釈」云、糺ハ糾彈也。天道ニ順ジテ王法ヲ定タマフ、コレ公法ニシテ私ナキノ道ナリ。守ラザルベカラズ。「大經」云、世間人民都無義理不順法度。心口各異言念無実。僕謗不忠巧言諛媚。嫉賢

誇善陷入怨狂。主上不明任用臣下。臣下自在機偽
多端、踐度能行知其形勢。在位不正。為其所欺妄
損忠良、不當天心。〔覺經〕云、臣欺其君、子
欺其父、弟欺其兄、婦欺其夫。コレラハ天理ニ叶
ハザルコトヲ誠テ天理ニ叶フヤウニ勸タマフミコト也。
人道トハ五常ノ道也。仁義礼智信ノ五ノ道ハ、凡天地人
ノ三才アリテヨリ万代不易アヒカハラズ、人タル者ノ常
ニハナルベカラザル道ユヘニ五常ト名ル。常ハイツモア
ヒカハラヌコト也。人道無量ニワカレテモ五常ノ外ニ一
法モナシ。一切ノ人道コノ五ニ含藏スルユヘニ仏經ニハ
五藏ト名ク。スナハチ「道品經」ニ、仁藏義藏礼藏智藏
信藏ト説テアリ。藏ハ含藏ノ義ニシテ、多ノ宝ヲオサム
ルヲ藏ト名ル。此五ノ道ヲモテ君ニ事ルトキハ忠臣ナリ。
此五ノ道ヲモテ父ニ事ルトキハ孝子也。君父ヲ大切ニ思
ヒ、君父ヲイタハル心ハスナハチ仁ナリ。君父ニ対シテ
理ヲマゲズ、トルベキモノハ百両千両ヲモ取ベシ。取マ
ジキ物ハ塵一筋ヲモトルベカラズ。此ハ義ナリ。君父ヲ
崇敬スルハ礼ナリ。是非邪正ヲヨク弁知シテ非ヲステ、
是ニツキ、邪ヲサケテ正ヲ行フハ智弁ナリ。君父ヲ欺カザ

ルハ信ナリ。此五ノ道ヲモテ夫ニ事ルトキハ貞女也。臣
ニ向テ此五ノ道ヲ行フハ仁君也。子ニ向テ之ヲ行ヘハ慈
父也。婦ニ向テ之ヲ行フハ賢夫也。兄弟朋友ニ対シテミ
ナ五ノ道ヲ行ネバナラヌ故、五倫ノ道ヲ正クセヨトノ朝
憲ハ、恐クハ此御意ナルベシ。天道無親唯与善人。
人間ニハ親類アリテ依怙蟲蜃ノ沙汰アリ。天道ニハ親類
ナシ。惡ヲ罰シ善ヲ賞ス。オンレザルベカラス。

皇上奉戴朝旨遵守トイフハ、皇上ハ一人也。朝旨ハ法度
也。コレ人法一対也、「白虎通」云、皇者君也、美也、大
也。乃煌々人莫違也已。天子ノ勅命ニ背クトキハ違勅ノ罪
人ニシテ其國ニ住スル事アタハズ。上ノ字ハ「廣韻」ニ、
上ハ君也、天子也已。「漢書」云、上為皇天子下為黎
民父母。上天子ヲ一人ト称スルニ付テ「白虎通」ニニ
義アリ。一二ハ天子御自ラ一人ト仰ラル、ハ謙退ノ御言
ニシテ、乃チ材能唯当一人耳ト云意ナリ。一二ハ臣下
ヨリ一人ト称シ奉ルハ、一天四海ノ内ニオイテ、共ニ尊
重スベキ者ハ唯一人ノミトイフ意也。朝旨トハ政令ナリ。
外国ハ王者モ時々ニカハリ朝憲モ変革ス。吾神州ハ万国
ニ超絶シテ神明造生、宝国神武帝ヨリ今ニ於テ依然タリ。

聖德王十七条ノ憲法ヲ製シテ之ヲ本朝ノ朝憲ト定タマヘリ。「本朝通記」云、本朝法令之始、同二十八年、皇太子親著「日本帝王紀十卷」。「本朝通記」云、本朝編書之始也。太宰ガ「弁道書」云、本朝ニ於テ廐戸ノ功ハ制作ノ聖トモ云ベキ人ニテ候。サレバ聖德太子ト謚セラレタルモ虛名ニアラズ候。人王四十二代文武帝四年、始テ律六卷令十一卷ヲ作ル。律ハ以テ法度ヲ定メ、令ハ以テ政務ヲ錄ス。四十四代元正帝養老二年、重テ律十卷令十卷ヲ著ス。五十二代嵯峨帝弘仁九年夏四月、弘仁格式ヲ作ル。五十六代清和帝貞觀十一年四月、貞觀格ヲ作リ、同十三年貞觀式ヲ著ス。六十代醍醐帝延喜五年、延喜格ヲ作リ、延長五年延喜式ヲ著ス。如上律令格式ノ撰アリトイヘトモ憲法ノ意ニソムカズ、貞永年中式目五十一箇条ヲ定ムルハ、十七憲法ヲ天地人ノ三才ニ配シテ五十一箇条トセリ。「倭論語」二十左、聖武帝ノ勅曰、モロ_クノ宗門ミナ衰ヘテ千年ノ後、皆禪ニウツラン。諸ノ木ミナ松ニナラン。ウテナヲ出シモノ皆衰ヘテイヤシキガ天ガ下ヲシリ、三十年トシヅカナル世ナク、王法ノオトロヘヲ始トシテ仏法オトロヘ、是ヨリ人品ミダレテ貴キコ

トヲウシナヒテ後、カナラズ大凶變ジテ大善ニカヘリ、貴キハ貴ク、イヤシキハ賤ク、正直ノ世トナルベシ。コノ勅語未然ヲ宣タマヘリ。意ヲトメテ拝觀スベシ。後鳥羽帝御夢ニ両宮ノ神託トシテ、ソレ末世ミダリガハシクシテ、モロ人ノミダレタルトキニハ、スペラミコトノ家ヨリ、モノ、フノ家ヲ敬ヒ、國ノツカサハクダ_クシキ人ニマジハリ、カミナカハ妻ヲモチ肉ヲクラヒ、イヤシキガ道ヲヒロメン。謹デ按ズルニ、皇尊ノ家ヨリ武士ノ家ヲ敬ヒト宣フハ鎌倉室町ノ時分也。カミナカトハ僧ノコト也。鎮西ニテハ善ト云コトヲヨカト云。惡ト云コトヲワルカトイビ、無ト云コトヲナカトイフ。コレヨリ思フニカミナカト云ハ髮無ト云義ナルベシ。方今公然トシテ諸僧ニ肉食妻帶可_レ為勝手_レト令シタマヘルコト、実ニ両宮ノ神託ニ叶ヘリ。猶又治道ヲ説教セシメタマフ。之ヲ両宮懸記シタマヒテ、イヤシキガ道ヲ弘ント告タマフナラン。伝教大師「末法燈明記」ヲ作テ建言シタマフ。末法ノ僧ハ肉食妻帶スル仮説、分明ナルコト経文ヲ引テアラハシタマフ。爾ラハ今時ノ僧徒、コノコロノ御布告ヲ難_レ有体認シ奉ルベキコト也。真宗ノ宗祖六百有余年

ノ古ヘ、此理ヲ徹視シテ在家同様ノ宗風ヲヒラキタマヘリ。爾ル上ハ僧俗一致ニシテ、只王法ニ遵奉スルノ外、別ニ戒律ノ沙汰ナシ。コレマタク宗祖ノ私ニアラズ、根本「大經」ノ仏説ナリ。「大經」一部上下二巻、具ニ之ヲヨムトイヘドモ戒律ノ文ナク、唯王法ヲ守テ人道ニ順ズベキコトヲ説タマヘリ。コレヲモテ真宗ノ宗軌ト定ル所ナリ。即五悪段ヲミテ、イヨノヘ王法ノ禁令ヲオソレ、人道ヲ守ルベキコトナリ。又「大經」云、仏言汝今諸天人民及後世人得「佛經語」、「當熟思」之能於其中「端正行」。主条為「善率化」其下、「轉相勅令各自端守」、「尊聖敬」、「善仁慈博愛」、「仏語教誨無敢虧負」。當求度世拔斷生死衆惡之本。「平等覺經」云、仏言、若曹諸天帝王人民及後世人得「佛經語」、「熟思」惟之能自於其中「端正行」、「其主上為善率化」、「檢御其下」、「教語人天」。転相勅令、転共為「善」、転相度脫。各自端守、慈仁愍哀、終身不怠、尊「聖敬」孝。コノ敬文ニ皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムルノ理アラハレタリ。主上為「善」トハ皇上ノ御德ナリ。率化其下トハ万民ヲシテ善道ニオモムカシメタマフコトナリ。転共為「善」トハ現世ニ王法ヲ守テ善ヲ

修スルスガタナリ。転相度脱トハ未來モ共ニ善趣ニ到ルコトナリ。具ニ知ント欲セん者ハ、「大經」ノ全文并ニ「大阿弥陀經」「平等覺經」ヲ披テ熟読スベシ。天照大神ノ倭姫命ニ託シテ天下和順日月清明ノ文ヲ唱ヘタマヒシモ「大經」ノ文也。コレヲ唱ヘタマフハ「大經」未渡ノ前也。人王三十五代舒明帝十二年夏五月、慧隱法師ニ勅シテ宮中ニ於テ「大經」ヲ講讀セシメタマヘリ。「本朝通記」云、禁理設齊講經之始。明ニ知ル。此「大經」ハ本朝有縁ノ經ナルコトヲ。此經ニヨリテ念仏勤行スル者ハ、別シテ皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スベシ。「破邪顯正鈔」云、生々ニウケシ六道ノ生ヨリハ、此度ノ人身ハモトモヨロコバシク、世々ニカウフリシ国王ノ恩ヨリハ此所ノ皇恩ハ殊ニ重シ。生々ニウケシ六道ノ生ハ、ナヲ輪廻ヲ離レザルガユヘニヨロコバシカラス。此度ノ人身ヲモテ、現身ニハ王法ヲ守り、人道ヲ行ヒ生涯ウツクシク終ル。豈ヨロコバシカラズヤ。世々ニカウフリシ国王ノ恩モ尊シトイヘドモ一世ノ恩ナリ。此所ノ皇恩ハ現当一世ノ大恩ナリ。故ニ殊ニ重シトイヘリ。上来真宗ノ宗意ヲモテ、三箇条ノ教旨ヲ陳述シ奉ルコトニテ候。

此意恐レ多クモ朝意ニ合スルニ於テハ慶幸ノ至ニタエズ
候。実ハ一己ノ敬承セルマ、ヲ呈露シテ有縁ノ蒼生ヲ勸
誘シ、共ニ天意ヲ仰ギ奉ント欲スルノミニテ候。

臣僧 威力院義導

六十八齒

明治五年壬申十月廿四日

御免許